

スクールガードに係る感謝状贈呈に関する基準

保健体育課
児童・生徒防犯安全対策室

1. 趣旨

この基準は、教育長感謝状贈呈基準2(1)③に基づき、スクールガード活動において功績のあった団体及び個人登録者への感謝状贈呈に係る内申に関し、必要な事項を定める。

2. 内申の基準

スクールガードに登録をしてから5年を経過し、その功績が顕著であるものについて内申を行う。ただし、同一の功績により教育長感謝状または船橋市感謝状を贈呈されている場合はこの限りではない。

3. 内申の基準日

基準日は、感謝状を贈呈する月の属する年の1月1日とする。

4. その他

- (1) スクールガードに登録をしてから10年を経過し、その功績が顕著であるものについては、船橋市感謝状贈呈基準2(5)に基づき船橋市感謝状の内申を行う。
- (2) この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成24年2月7日から施行する。